

社会福祉法人 大樹会における 介護職員等特定処遇改善加算についての取組

<算定対象事業所 及び 取得加算区分 一覧>

事業所名	取得加算区分・加算率（％）		根拠加算
	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	
旭森デイサービスセンターくるま座	1.2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
グループホーム和楽（予防含む）	3.1		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
金亀荘 特定施設（予防含む）		1.2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
金亀荘 訪問介護		4.2	
第一邂逅の郷 特別養護老人ホーム	2.7		日常生活継続支援加算（Ⅱ）
第二邂逅の郷 特別養護老人ホーム	2.7		日常生活継続支援加算（Ⅱ）
邂逅の郷デイサービスセンター（予防含む）	3.1		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
やまなみデイサービス（総合含む）		1.0	
やまなみ 訪問介護		4.2	
デイサービスセンター駅前（予防含む）		2.4	
グループホームこぶしの家（予防含む）		2.3	
デイサービスセンターやすらぎハウス（総合含む）		1.0	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
その他の事業所	加算なし		

※特定加算Ⅰの算定要件は、特定加算Ⅱの要件に加え、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（特養においてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算）を算定していることとなります。

<介護職員特定処遇改善加算 配分期間>

配分期間	令和2年6月 から 令和3年5月まで
------	--------------------

<介護職員等特定処遇改善加算 配分対象者・配分方法>

区 分	配分対象者	配分方法
a 経験・技能のある介護職員 (介護福祉士資格を保有する正職員に限る)	①主任（就任3年以上） ②主任（就任3年未満） ③副主任、リーダー ④リーダー同等介護士（業務量・業務内容・責任等が同等と判断される者）	① 月額 50,000 円 ② 月額 40,000 円 ③ 月額 30,000 円 ④ 月額 20,000 円
b 他の介護職員	①正職員・準職員 ②パート職員（社会保険加入者） ③パート職員（雇用保険加入者）	① 月額 5,000 円 ② 月額 3,000 円 ③ 月額 1,000 円
c その他の職種	該当なし	—

※「経験・技能のある介護職員」については、各法人の裁量において設定することとされています。

※ 介護職員等特定処遇改善加算が廃止された場合、本賃金改善は終了となります。

<現在までの職場環境等要件>

資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・処遇の改善	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
その他	・職員の増員による業務負担の軽減

<見える化要件>

周知実施方法	当法人ホームページに本取組内容を掲載します
--------	-----------------------